



介護一時金特約

要介護1以上と認定された場合などに 介護一時金をお受取りいただけます。

つぎのいずれかに該当した場合、**介護一時金**をお受取りいただけます。
(介護一時金のお受取りは1回限りです)

お支払事由

- 1 公的介護保険制度により **要介護1以上**と認定
- 2 満65歳未満の被保険者について **当社所定の要介護状態**が180日以上継続したと医師により診断確定
- 3 当社所定の **高度障害状態**に該当



*介護一時金をお受取りになる場合、当社所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお受取りを選択することができます。**介護一時金の一部のみを年金でお受取りいただくことはできません。**

(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

「当社所定の要介護状態」とは

①下記A～Eのうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

A 歩行 **B 衣服の着脱** **C 入浴** **D 食物の摂取** **E 排泄**

②器質性認知症、かつ意識障害のない状態において **見当識障害があると診断確定されたとき**

●詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。



介護一時金特約を付加できる保険種類

●医療保険(MI-01) 保険期間:終身のみ

●低解約返戻金型終身保険(無配当・5年ごと利差配当付)

受け取れる年金種類

●確定年金(年金支払期間5・10・15・20年から選択可)

公的介護保険の仕組み

(公財)生命保険文化センター

「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに当社にて作成

公的介護保険は、市町村(東京23区は区)が保険者となって運営する社会保険制度です。現金による給付ではなく、介護サービスそのものが提供される、現物給付が原則です。40歳以上の人介護保険に加入し、被保険者となります。被保険者は年齢によって2区分に分かれます。

第1号被保険者 (65歳以上):要介護状態になった原因を問わずサービスを利用できます。

第2号被保険者 (40~64歳):要介護状態になった原因が初老期における認知症など、16種類の特定疾病に限りサービスを利用できます。

公的介護保険制度の受給対象者と受給要件

(公的介護保険の受給対象……○)
(公的介護保険の受給対象外……×)

原因	39歳まで	40歳~64歳まで 第2号被保険者	65歳~ 第1号被保険者
16種類の特定疾病*	×	○ 要介護状態になった原因が、 加齢に伴う特定疾病(16種)に 限定しての受給対象	○ 要介護(要支援)状態 になった原因に かかわらず受給対象
上記以外のあらゆる病気・ケガ	公的介護保険制度 未加入のため受給対象外	×	

※16種類の特定疾病

- 1.がん【がん末期】
- 2.関節リウマチ
- 3.筋萎縮性側索硬化症
- 4.後縦靭帯骨化症
- 5.骨折を伴う骨粗鬆症
- 6.初老期における認知症
- 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- 8.脊髄小脳変性症
- 9.脊柱管狭窄症
- 10.早老症
- 11.多系統萎縮症
- 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13.脳血管疾患
- 14.閉塞性動脈硬化症
- 15.慢性閉塞性肺疾患
- 16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護一時金のお支払事例

	介護一時金特約 支払対象	(参考)公的介護保険制度 受給対象
例1 83歳 男性 転倒をきっかけに歩行が不自由となり、自宅での療養を続けるうちに認知症を発症。要介護1と認定	○	受給対象
例2 60歳 女性 転倒による大腿骨頸部骨折を負って入院し、補装具等を使用しても介助がなければ歩行が困難な状態が180日以上継続	○	受給対象外 (第2号被保険者であるが、 受給要件である 特定疾病(16種) ではないため)
例3 35歳 男性 交通事故に遭い、下半身不随となり、事故から180日を超えた時点で歩行することができず、車椅子を使用しなければならない状態が継続	○	受給対象外 (公的介護保険制度 未加入のため)

2023年1月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先